

紛争解決支援センター

Q1

紛争解決支援センターでは
どんなことをするの？

あっせん人がトラブルについて当事者双方の言い分を聞いた上で、法的な観点から方針を示したり、解決案を提示して話し合いで解決できるように「あっせん」いたします。

Q2

どんなトラブルについて利用できるの？

事案の種類や金額の多少は問いません。各種の事故の損害賠償、金銭のトラブル、家庭内のめめごと、相続問題、従業員の解雇をめぐるトラブル等様々な事案に幅広く対応できます。

Q3

どんな人があっせんをしてくれるの？

経験豊富な弁護士があっせん人になります。あっせん人は双方の言い分をよく聞いた上で、公平・中立な立場で妥当な解決をはかるように努力します。必要に応じ各分野の専門家の助言を得ることもできます。

Q4

どれくらい時間がかかるの？

早期の解決を目指しますのでおおよそ3か月程度で解決するよう努力します。そのため1回ごとに十分な時間をとります。

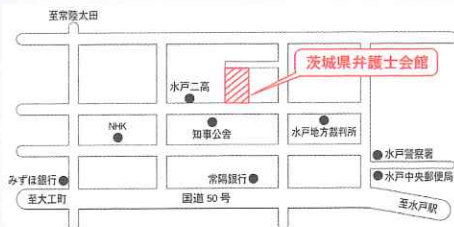
Q5

紛争解決支援センターを利用するには
どうしたらいいの？

まず原則として弁護士が行っている法律相談を受けていただく必要があります。その上で、弁護士から紛争解決支援センター宛ての紹介書の交付を受けて、それを紛争解決センターへ提出してください。

水戸相談センター-029-227-1133
土浦相談センター-029-875-3349
下妻相談センター-0296-44-2661
相談受付（平日のみ）10:00~12:00
13:00~16:00

紛争解決支援センターの『あっせん』開催は原則
水戸相談センターでの対応となります。



つてなになに？

ホームページ
WWW.IBABEN.OR.JP/

茨城県弁護士会 検索



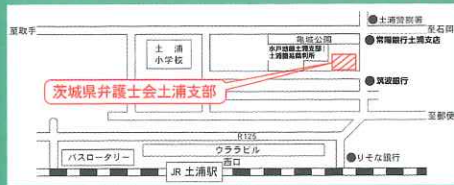
法律相談センター
ご予約方法（完全予約制）

相談料金（30分以内）
5,500円（税込）

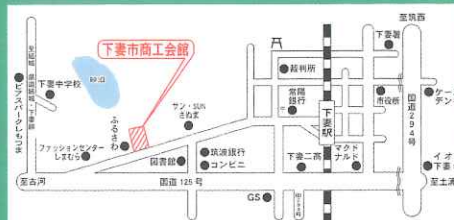
予約受付時間（平日のみ）
10:00~12:00 13:00~16:00
水戸相談センター 029-227-1133



土浦相談センター 029-875-3349



下妻相談センター 0296-44-2661



相談曜日・時間は相談所によって異なります。

予約時にご確認ください

当日の予約はお受けできません。前日までにご連絡ください。

※「紛争解決支援センター」で「あっせん」を受けるためには、原則として弁護士が行っている法律相談を受けていただく必要があります。弁護士から紛争解決支援センター宛ての紹介書の交付を受けてください。

029-227-1133

茨城県
弁護士会
紛争解決
支援
センター

裁判まで
するのは
ちょっと...

時間をかけずに
トラブルを
解決したい

でも、
このままでは
納得できない



紛争解決支援
センターの
手続きの流れ

弁護士が、中立的な第三者（あっせん人）として、
トラブルの当事者の間に立ってお話をお伺いし、
迅速かつ柔軟に、双方が納得のいく解決となることを目指して、
話し合いによる紛争解決のお手伝いをいたします。

申込手数料
1件につき **22,000円** (税込)
(原則申立人のみ)

トラブル
発生

法律相談

※和解あっせん手続きを弁護士に委任する場合は、法律相談は必要ありません。

紛争解決支援センター受付

あっせん人を選びます

あっせん人は経験豊富な弁護士、元裁判官等が中心となっています。

相手方がどうしても期日に出席しない場合は手続きを進められません。
相手方の方も、とにかく申立人の言い分を聞いてみようというお気軽な気持ちで是非ご出席ください。

相手方へ通知して出席を呼びかけます

あっせんのための期日

※第2回以降の和解あっせん期日については、手数料として、申立人と相手方それぞれから5,500円(税込)ずつ支払っていただきます。

※あっせんでは、必要に応じて、次の専門委員に参加いただき適切な解決を目指します。
医師、建築士、行政書士、公認会計士、司法書士、税理士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、弁護士

和解
成立

和解
不成立

和解
契約書

成立手数料
(申立人・相手方双方)

あっせん人が立会人となり、申立人・相手方双方の署名・押印を得て和解契約書を作成します。

申立手数料

申立人 1件につき
22,000円 (税込)

あっせん申立時に支払っていただきます。特別な事情がある場合は減額または免除されることがあります。(第1回期日前に申立が取り下げられたとき、または、相手方が呼び出しに応じなかったときは半額が返還されます)

期日手数料
(2回目以降)

申立人・相手方 1期日ごと
それぞれ5,500円 (税込)

和解第2回以降の和解あっせん期日の手数料として、1回ごとに申立人と相手方それぞれから支払っていただきます。

成立手数料

申立人・相手方 双方で負担

和解が成立した場合に、和解契約書に示された解決額を基準として、次の割合により成立手数料を算定し、原則としてこれを申立人と相手方で半分ずつ支払っていただきます。

解決額	成立手数料(税込)※
100万円以下の場合	(価格の8%) × 1.1
100万円を超え300万円以下の場合	(価格の5%+3万円) × 1.1
300万円を超え3,000万円以下の場合	(価格の1%+15万円) × 1.1
3,000万円を超える場合	(価格の0.5% + 30万円) × 1.1



紛争解決支援
センターの
費用は？

まずはお気軽にお問い合わせください。